

令和5年(ワ)第421号 国家賠償等請求事件

原告 ●●●●

被告 国外3名

## 証拠説明書

令和5年11月30日

福岡地方裁判所小倉支部第3民事部 御中

原告訴訟代理人

弁護士 南 出 喜 久 治

弁護士 木 原 功 仁 哉

原告が提出した下記の甲号証について、以下のとおり証拠の説明を行ふ。

- 1 甲第1号証  
文書の標題 住民票除票  
作成者 愛知県蒲郡市長鈴木寿明  
作成年月日 令和5年4月10日  
原本写の別 写し  
立証趣旨 堀川博昭(以下「堀川」といふ。)の住民票除票の存在及びその内容。堀川が令和3年9月16日死亡した事実。
- 2 甲第2号証  
文書の標題 住民票  
作成者 北九州市八幡西区長神野洋一  
作成年月日 令和5年4月4日  
原本写の別 写し  
立証趣旨 原告の住民票の存在及びその内容。
- 3 甲第3号証  
文書の標題 戸籍全部事項証明書  
作成者 香川県善通寺市長辻村修  
作成年月日 令和5年4月4日  
原本写の別 写し  
立証趣旨 ①原告の戸籍全部事項証明書の存在及びその内容。

②甲 3 乃至甲 15 に基づき、原告は法定相続人ら（堀川の父 ●●●●を除く）とともに堀川に対して相続放棄の申述をしているが、堀川の遺産（被告らに対する損害賠償請求債権）を相続した父●●●●の遺産（同損害賠償請求債権の 2 分の 1 の分割債権を含む）を原告が相続した事実。

4 甲第 4 号証  
文書の標題  
作成者  
作成年月日  
原本写の別  
立証趣旨

改正原戸籍

北九州市八幡東区長島屋良一

令和 5 年 4 月 8 日

写し

①●●●●（堀川博昭及び原告の父）の改正原戸籍の存在及びその内容。

②甲 3 の立証趣旨②と同じ。

5 甲第 5 号証  
文書の標題  
作成者  
作成年月日  
原本写の別  
立証趣旨

除籍全部事項証明書

北九州市八幡東区長島屋良一

令和 5 年 4 月 8 日

写し

①●●●●の除籍全部事項証明書の存在及びその内容。

②●●●●が令和 3 年 10 月 28 日（堀川博昭の同年 9 月 16 日死亡直後）に死亡した事実。

③甲 3 の立証趣旨②と同じ。

6 甲第 6 号証  
文書の標題  
作成者  
作成年月日  
原本写の別  
立証趣旨

戸籍全部事項証明書

北九州市八幡東区長喜洲淳哉

令和 5 年 4 月 4 日

写し

①●●●●（堀川●●の兄、原告の弟）の戸籍全部事項証明書の存在及びその内容。

②甲 3 の立証趣旨②と同じ。

7 甲第 7 号証  
文書の標題  
作成者  
作成年月日  
原本写の別  
立証趣旨

除籍謄本

愛知県豊川市長竹本幸夫

令和 4 年 4 月 12 日

写し

①●●（堀川）博昭の除籍謄本の存在及びその内容。

- ②甲 3 の立証趣旨②と同じ。
- 8 甲第 8 号証  
文書の標題 除籍謄本  
作成者 北九州市八幡西区長神野洋一  
作成年月日 令和 4 年 4 月 8 日  
原本写の別 写し  
立証趣旨 ①●● (堀川) 博昭の除籍謄本の存在及びその内容。  
②甲 3 の立証趣旨②と同じ。
- 9 甲第 9 号証  
文書の標題 改正原戸籍  
作成者 静岡県湖西市長影山剛士  
作成年月日 令和 5 年 4 月 12 日  
原本写の別 写し  
立証趣旨 ①●●●● (堀川博昭の妻) の改正原戸籍の存在及びその  
内容。  
②甲 3 の立証趣旨②と同じ。
- 10 甲第 10 号証  
文書の標題 除籍全部事項証明書  
作成者 静岡県湖西市長影山剛士  
作成年月日 令和 5 年 4 月 12 日  
原本写の別 原本 写し  
立証趣旨 ①●●●● (堀川博昭の妻) の除籍全部事項証明書の存在  
及びその内容。  
②甲 3 の立証趣旨②と同じ。
- 11 甲第 11 号証  
文書の標題 除籍全部事項証明書  
作成者 北九州市八幡西区長神野洋一  
作成年月日 令和 5 年 4 月 8 日  
原本写の別 写し  
立証趣旨 ①堀川博昭の除籍全部事項証明書の存在及びその内容。  
②堀川博昭が令和 3 年 9 月 16 日死亡した事実。  
③甲 3 の立証趣旨②と同じ。
- 12 甲第 12 号証  
文書の標題 戸籍全部事項証明書  
作成者 千葉市中央区長松浦良恵  
作成年月日 令和 5 年 4 月 5 日

- 原本写の別  
 立証趣旨
- 写し  
 ①●●●●●（堀川博昭の長男）の戸籍全部事項証明書の内容及びその存在及びその内容。  
 ②甲3の立証趣旨②と同じ。
- 13 甲第13号証  
 文書の標題  
 作成者  
 作成年月日  
 原本写の別  
 立証趣旨
- 戸籍全部事項証明書  
 愛知県豊川市長竹本幸夫  
 令和5年4月11日  
 写し  
 ①●●●●●（堀川博昭の妻）の戸籍全部事項証明書の存在及びその内容。●●●●●（堀川博昭の二男）が記載されている戸籍。  
 ②甲3の立証趣旨②と同じ。
- 14 甲第14号証  
 文書の標題  
 作成者  
 作成年月日  
 原本写の別  
 立証趣旨
- 相続放棄・限定承認の申述の有無について（回答）  
 名古屋家庭裁判所豊橋支部  
 令和5年5月1日  
 写し  
 ①堀川の相続についての放棄・限定承認の申述の有無についての回答書面の存在及びその内容。  
 ②甲3の立証趣旨②と同じ。
- 15 甲第15号証  
 文書の標題  
 作成者  
 作成年月日  
 原本写の別  
 立証趣旨
- 相続関係説明図  
 南出喜久治  
 令和5年4月27日  
 写し  
 ①被相続人堀川に関する相続人関係説明図の存在及びその内容。甲14の相続放棄・限定承認の申述の有無照会時に添付提出したもの。  
 ②甲3の立証趣旨②と同じ。
- 16 甲第16号証  
 文書の標題  
 作成者  
 作成年月日  
 原本写の別  
 立証趣旨
- 令和2年分給与所得の源泉徴収票  
 ●●●●●会社  
 令和3年  
 写し  
 被相続人堀川が死亡前まで雇用されてきた●●●●●会社の

令和2年分の堀川の給与所得の源泉徴収票の存在とその内容。